

整理番号	消防－法不－56
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	製造保安責任者等の解任命令
概要	市長は、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者が、法令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適當であると認めるときは、製造業者に対し、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第34条第 1 項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 火薬類取締法第34条第 1 項 経済産業大臣は、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適當であると認めるときは、製造業者に対し、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的に判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	